松田町いじめ防止基本方針

平成 30 年 3 月

松田町教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、 その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その 生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

松田町においては、これまでも、いじめは絶対に許されない行為であるとと もに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の 上、その防止と対策にあたってきたところです。

平成25年に9月に、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という)が施行され、松田町におけるいじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針として、平成26年6月に「松田町いじめ防止基本方針」(以下「町基本方針」という)を策定しました。

児童等の尊厳を保持するため、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、町との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第 12 条の規定に基づき、「松田町いじめ防止基本方針」としてまとめ、策定したものですが、今般、法の施行から 4 年が経過し、神奈川県における「いじめ防止基本方針」が改定されたことから、その内容を反映させるため、ここに、松田町の「いじめ防止基本方針」も改定します。

松田町いじめ防止基本方針の概要

【全体構成】

- 第1章 基本的な考え方
- 第2章 町及び教育委員会が実施する施策・措置
- 第3章 町立小中学校において実施する施策・措置
- 第4章 重大事態への対処
- 第5章 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

第1章 基本的な考え方

- 1 策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止等のための基本理念

第2章 町及び教育委員会が実施する施策・措置

- 1 組織の設置
- 2 いじめ防止等のための基本施策・措置
 - ①財政上の措置
 - ②いじめ未然防止のための措置
 - ③いじめの早期発見のための措置
 - ④いじめに対する措置
 - (5)学校、家庭及び地域社会、関係機関・団体等との連携
 - ⑥国及び県との連携
 - (7)人材の確保及び教職員の質の向上
 - **⑧**インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - (9)いじめ防止等のための対策の調査研究の推進
 - 10いじめの未然防止に向けた啓発活動の推進等
 - ⑪学校評価における留意事項

第3章 町立小中学校において実施する施策・措置

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめ防止等に取り組む組織
- 3 いじめの未然防止ための措置
- 4 いじめの早期発見のための措置
- 5 いじめに対する措置

第4章 重大事態への対処

1 教育委員会又は町立小中学校による対処

第5章 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

1 町の基本方針の取組の検証・見直し

目 次

は	じ	め	に	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
第	1	章	į	表	本自	的な	;	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		•	•	•	3
	1	3	策员	包	カー	目白	勺																											
	2 3	,	いし いし			-		-	\mathcal{D}^{-}	た	め	\mathcal{O}	分	金第	îσ)	本	理	念															
第	2	章	Ħ	丁。	及で	びす	タ i	育	委	員	会	が	実	施	す	- Z	施	策	•	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	1 2	j	組織いる			. ,		等(か	た	め	の	基	本	:施	5第	•	措	置															
第	3	章	Æ	打 3	<u>立</u> ,	<u>ا</u> ر ا	þŝ	学	校	に	お	い	て	実	於	直す	⁻ る	施	策	•	措	置	•	•			•	•		•	•	-	•	9
	1	:	学村	交し	۸,	じゃ	り	坊_	Ŀ.	基	本	方	針	· (7)	第	定定	•																	
	2		l ()			-		•		~						-																		
	3		いし いし																															
	5		いいし										(α)) (<i>)</i>	15	旦	•																	
第	4	章	Ī	Ē,	大	事息	良	~ (の	対	処		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•		•	•	11
	1	į	教育	育	委员	員会	<u>></u> -	又(は	町	立	小	中	学	校	きに	よ	る	対	処														
第	5	章	į	E (のイ	也し	۲,	じる	め	防	止	等		た	Ø.	σ	取	組	.IC	関	す	る	事	項	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	1	ı	町の	フ _z	基之	本力	ける	針(か .	取	組	0)	検	証		見	直	にし																

第1章 基本的な考え方

1 策定の目的

本町におけるいじめの根絶に向けて、児童・生徒の尊厳を保持するとともに、 学校、家庭や地域社会、町その他の関係機関・団体等との連携のもと、実効性 のあるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、法第12条の規定に基 づき、本町におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処(以下「い じめ防止等」という)の基本的な方針を示すものとして、町基本方針を定めまし た。

なお、町基本方針の策定に当たっては、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」(以下、「国の基本方針」)及び「神奈川県いじめ防止基本方針」(以下、「県の基本方針」)を参酌(法第12条)するとともに、本町の実情を踏まえたものとしています。

また、「国の基本方針」と「県の基本方針」が改定されたことから、その内容を反映させるために、平成29年12月、町の基本方針を改定しました。

2 いじめの定義

法第2条に規定されているいじめの定義は次のとおりです。

- 「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に 在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒 が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行 われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身 の苦痛を感じているものをいう。
 - ※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」 を参照

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりです。

● いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童・生徒に関係する問題であることに鑑み、児童・生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

- いじめの防止等のための対策は、全ての児童・生徒がいじめを行わず、及び他の児童・生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域社会、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本町は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童・生徒一人ひとりが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめ防止等の対策に、強い決意で取り組んでいきます。

第2章 町及び教育委員会が実施する施策・措置

1 組織の設置

町及び教育委員会(以下「教育委員会」)は、次の組織の設置等により、実効的にいじめ防止等のための対策を行います。

○ 教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種事案の再発を防止するため、 法第28条第1項に規定する調査等を実施する附属機関(いじめに関する調 査委員会)を設置します。

2 いじめ防止等のための基本施策・措置

教育委員会は、次の11の基本施策に基づき、いじめ防止等のための対策を行います。

① 財政上の措置等(法第10条関係)

・ いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、人 的体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

② いじめの未然防止のための措置(法第15条、第19条第1項関係)

- ・ 学校教育活動全体を通じて、すべての児童・生徒が安心でき、自己肯 定感や自己有用感を感じられる学校生活づくりを支援するための取り 組みを行います。
- ・ 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭や地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組めるように、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進します。また、学校マネジメントを担う体制の整備を図り、学校運営の改善に向けた支援に努めます。
- ・ 教職員が児童・生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるように、事務機能の効率化等、学校運営の改善を支援し、教職員の業務負担の軽減を図るための支援を行います。

③ いじめの早期発見のための措置(法第16条関係)

- ・ より多くの児童・生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、 いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を図りま す。
- 町立小中学校がいじめへの対応を適切に行えるよう、必要な指導、助 言又は援助を行います。

④ いじめに対する措置(法第23条・第24条関係)

- ・ 法第 24 条の規定により、学校から法第 23 条第 2 項の規定に基づくい じめ(いじめの疑いがあるものを含む。)の報告を受けたときは、必要 に応じて支援し、学校が適切な措置を講ずるよう指導・助言を行いま す。なお、必要に応じて、直接調査を行います。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められると きや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれ のあるときは、学校警察連携制度の活用や警察署との相談等、警察と 連携して取り組みます。
- ・いじめを行った学齢児童・生徒の保護者に対して、学校教育法第35条第1項(同法49条において準用する場合も含む)の規定に基づき、当該児童・生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするため必要な措置を講ずるものとします。また、出席停止となった児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。

⑤ 学校、家庭及び地域社会、関係機関・団体等との連携(法第17条関係)

- ・ いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に行えるよう、学校、 家庭や地域社会、及び関係機関・団体等との連携を図るため、必要な 相互の連絡調整を行います。
- ・ 学校、家庭及び地域において、児童・生徒が安心して過ごすことができるよう、児童・生徒に対するあいさつ・見守り活動における連携を 促進します。
- ・ 学校及び教職員、保護者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、 いじめ防止等のための対策に係る連携の強化や、保護者が児童・生徒 の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護 者を対象とした家庭への支援を行います。
- ・ 地域における行事及び活動、並びにスポーツクラブやサークル等におけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童・生徒が人との関わりを大切にする心を育み、健やかに成長していくことができるよう、主体的に児童・生徒が参加及び活躍できる環境づくりを促進します。
- ・ 毎年6月、10 月及び1月をいじめ防止強調月間と定め、児童・生徒を いじめから守り、家庭、学校、地域及び関係機関と連携していじめ防 止等の取組を推進します。

⑥ 国及び県との連携(法第17条関係)

いじめ防止等のための対策の推進に関して必要があると認めるときは、 国及び県に対して必要な措置を講じるよう要請します。

⑦ 人材の確保及び教職員等の資質の向上(法第18条第1項関係)

・ 町立小中学校における研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る職員体制の整備、スクールカウンセラー等の専門的知識を有する者の確保等必要な措置を講じます。

⑧ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進(法第19条関係)

- ・ ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) をはじめとする、インターネットを通じて行われるいじめ (以下、「インターネット上のいじめ」) を防止し、効果的に対処できるよう、児童・生徒やその保護者のインターネット上のいじめに対する理解を深めていきます。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防 ぐため、学校や家庭との連携のもと、プロバイダに対して速やかに削 除を求めるなど必要な措置を講じます。
- ・ 具体的な対応に当たっては、必要に応じて法務局の協力を求め、児 童・生徒の生命・身体等に重大な被害が生じるおそれがあるときには、 警察に通報し、適切な支援を求めます。

⑨ いじめ防止等のための対策の調査研究の推進等 (法第20条関係)

・ いじめ防止等のための必要な事項やその対策の実施状況について、調 査研究及び検証を推進します。また、その成果を学校現場にフィード バックすることで、各学校の取り組みを共有していきます。

⑩ いじめの未然防止に向けた啓発活動の推進等(法第21条関係)

・いじめが児童・生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、その理解を促すよう、学校、家庭や地域社会、及び関係機関・団体等に対して必要な広報・啓発活動を行います。

⑪ 学校評価における留意事項(法第34条関係)

・ 学校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校の評価に位置付けるよ う、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

第3章 町立小中学校において実施する施策・措置

1 学校いじめ防止基本方針の策定(法第13条関係)

- 町の基本方針を参酌し、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について、当該小中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針(以下「学校の基本方針」)を策定します。
- 学校の基本方針の策定・見直しにあたっては、検討する段階から家庭や地域住民が参画し、地域ぐるみのものになるようにすること、また、児童・生徒の意見を取り入れるなど、児童・生徒がいじめ防止等に主体的かつ積極的な参加が確保できるよう努めます。
- 学校の基本方針を策定及び見直しをした後は、ホームページや学校だより等で公開し、家庭や地域住民の理解と協力が得られるよう努めます。

2 いじめ防止等に取り組む組織(法第22条関係)

- 教職員、スクールカウンセラー等により構成されるいじめ防止等に実効的 に取り組む組織を設置します。
- 当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担います。
- 当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、 必要に応じて見直します。
- 教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう人的配置等の支援を行う とともに、必要な指導、助言又は援助を行います。

3 いじめの未然防止のための措置(法第15条、第19条第1項関係)

- 児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地 を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、すべての児童・生徒を 対象に、様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- 児童・生徒が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全 教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進していきま す。
- 児童・生徒一人ひとりを大切にした授業を展開し、主体的に参加できる学 習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にした学級経営をめざします。
- いじめ防止等に資する児童・生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進します。
- 児童・生徒、家庭や地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に 関する理解を深めるための啓発等を行います。

4 いじめの早期発見のための措置(法第16条関係)

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日常的に児童・生徒の様子や行動を観察することにより、 保護者と連携を図りながら、変化を把握するようにします。
- いじめの実態を適切に把握するため、アンケートの使用、児童・生徒との 面談等による定期的な調査その他の必要な措置を講じます。
- 児童・生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、 いつでも相談できる体制を整備します。

5 いじめに対する措置(法第23条関係)

- いじめに係る通報を受けた場合において、児童・生徒がいじめを受けていると分かったときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめをやめさせるとともに、次の対応等により再発防止に努めます。
 - ・ いじめを受けた児童・生徒に対する支援並びにその保護者に対する情報提供及び支援
 - ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に 対する助言
 - ・ 全体(学級や部活動等)の問題として、児童・生徒への指導
- ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) をはじめとする、インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて町その他の関係機関等の協力や援助を求めます。
- いじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために 必要な措置を講じます。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき は、学校警察連携制度の活用や警察署との相談等、警察と連携して取り組 みます。

第4章 重大事態への対処

1 教育委員会又は町立小中学校による対処

- 町立小中学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて速やかに 町長に報告します(法第30条第1項)。
- 教育委員会又は町立小中学校は、その事態に対処するとともに、速やかに 組織を設け、事実関係を明確にするための調査を実施します(法第28条 第1項)。
- 教育委員会は、町立小中学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は 支援を行います(法第28条第3項)。
- 町立小中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生 の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するとき や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員 会が調査を実施します。
- 調査は、必要に応じて、教育委員会に設置した子どものいじめに関する調 査委員会(仮称)が行います。
- 教育委員会又は町立小中学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供に当たっては、他の児童・生徒のプライバシー保護に配慮する等、適切な方法で提供します。
- 教育委員会又は町立小中学校は、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について、町長に報告します。なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとします。
 - ※ 重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童・生徒や保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応します。

第5章 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

1 町の基本方針の取組の検証・見直し

教育委員会は、町の基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、いじめに関する審議会において検証し、必要に応じて見直します。